

第 1 0 章 廃棄物処理

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理のエリア及び処理施設

平成 17 年 8 月 1 日に、6 市町村が合併し現在の八代市が発足した以降も、ごみ処理については、旧八代市及び旧坂本村のエリアのごみは八代市清掃センターで、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村及び旧泉村のエリアのごみは八代生活環境事務組合クリーンセンターで処理を行っていた。

八代市環境センター（エコエイトやつしろ）が完成した平成 30 年 7 月 1 日からは、当該施設 1 か所で処理を行っている。

※市町村合併以降、旧八代市⇒八代地域、旧坂本村⇒坂本地域、旧千丁町⇒千丁地域、旧鏡町⇒鏡地域、旧東陽村⇒東陽地域、旧泉村⇒泉地域と表記する。

(2) ごみの収集

合併協議に基づき、地域毎にごみを収集している。

八代地域のごみ収集は、平成 11 年 1 月から「燃えるごみ」と「資源物」の 2 つの区分での収集を行っていたため、合併と同時に各地域の収集区分の統一を図った。

①燃えるごみの収集

各地域の「燃えるごみ」の収集頻度及び集積所数等は表－1 に示すとおり。

表－1 「燃えるごみ」の収集頻度等

地 域	集積所数	収 集 頻 度	収集車両
八 代	2,164	週 2 回／月・木、火・金、水・土 の 3 区分	12 台
坂 本	166	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
千 丁	171	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	2 台
鏡	路線収集＋430	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	3 台
東 陽	64	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
泉	152	週 1 回／月、火、水、金 の 4 区分	1 台
合 計	3,147		20 台

○鏡地域以外はステーション方式で収集（集積所数の合計は鏡管内一部を含まない）。

○全地域において収集業務を委託している。

○八代地域の収集車両は市の所有車両を 8 台貸与している。

○泉地域の可燃物収集は、木曜日を利用し、月に 1 週のみ週 2 回収集を実施している。

○千丁・鏡・泉の各地域では、ハッピーマンデー収集を実施していたため、市民の排出機会の公平性を保つために、平成 19 年度から八代・坂本・東陽の各地域においても収集を開始した。

※ハッピーマンデー該当日： 7 月（海の日／第 3 月曜）、 9 月（敬老の日／第 3 月曜）

10 月（体育の日／第 2 月曜）、1 月（成人の日／第 2 月曜）

i) 有料指定袋制の導入

八代地域では、平成 11 年 4 月から、ごみ処理手数料を含んだ有料指定袋制度を導入（指定袋の販売は、平成 11 年 3 月から開始）した。導入当初は大袋と中袋の 2 種類であったが、平成 11 年 10 月から、高齢者世帯や単身世帯などのごみの排

出量が少ない世帯に対応するため、小袋の販売を開始した。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット・ホームセンター・コンビニエンスストア等のほか、一部地域の区長会を含む）229 店舗（令和 7 年 3 月末現在）で販売している。各地域の店舗数は八代：164 店舗、坂本：16 店舗、千丁：9 店舗、鏡：17 店舗、東陽：8 店舗、泉：11 店舗、氷川町 4 店舗となっている。なお、千丁地域では、区長による注文受付販売も実施している。（鏡地域の区長による注文受付販売は平成 30 年 6 月をもって終了）

[有料指定袋の種類と販売価格]

合併協議により、販売する指定袋形状・デザイン及び価格は八代地域の例により統一した。また、令和 5 年度より、従来のロールタイプからレジ袋タイプに移行した。

大袋 45L：1 枚 50 円/1 冊(10 枚入)500 円

中袋 30L：1 枚 35 円/1 冊(10 枚入)350 円

小袋 15L：1 枚 20 円/1 冊(10 枚入)200 円

②「資源の日」の分別収集

各集積所には分別立会人を配置し、分別の現地立会を実施している。「資源物」の排出方法はステーション方式で、各区域の集積所数等については表-2 に示すとおり。

- ・平成 17 年 8 月（合併当初）から合併協議に基づき、市内全域で表-3 に示す品目で分別収集を開始。
- ・平成 19 年 6 月から、八代、坂本地域では「ペットボトルのふた」の分別収集を開始。
- ・平成 20 年 4 月から、千丁・東陽・泉の各地域では中型ごみのうち自転車等が収集対象となっていなかったため、土曜日を利用して収集を開始。
- ・平成 21 年 7 月から、「プラスチック製の容器包装」にレジ袋や包装フィルム等の包装物を追加。

「日用品のプラスチック製品」の分別収集

- ・平成 21 年 1 月から、分別収集のモデル事業を麦島校区で開始。
- ・平成 23 年 3 月から、植柳校区で開始。
- ・平成 24 年 3 月末までに、金剛・二見・日奈久・郡築・昭和・松高・八千把・龍峯・宮地（宮地東町除く）校区で開始。
- ・平成 25 年 3 月末までに、太田郷・八代・代陽・高田校区で開始。
- ・平成 30 年 7 月から、市内全域で収集を開始。

表－2 「資源の日」の各地域の集積所数等及び分別品目数の変遷

地域	集積所数	収集頻度	収集車両 (平均台)	分別品目数の変遷	
八代	389	月 2 回	16 台	8(H 8)⇒17(H11)⇒20(H12)⇒21(H19)⇒22(H23)	22(H30) 市内全地 域で品目 数を統一
坂本	75	月 1 回	4 台	18(H 9)⇒21(H12)⇒22(H14)⇒20(H17)⇒21(H19)	
千丁	22	月 2 回	2 台	8(H11)⇒ 9(H14)⇒20(H17)⇒21(H21)	
鏡	45	月 2 回	2 台	11(H12)⇒12(H14)⇒15(H15)⇒17(H17)⇒20(H17)	
東陽	33	月 1 回	2 台	7(H14)⇒11(H16)⇒20(H17)	
泉	57	月 1 回	2 台	5(H12)⇒20(H16)	
合計	621		28 台		

○市内全域、ステーション方式で収集

○全エリアにおいて収集業務を委託している。

○八代地域の収集車両は、市の所有車両を一部貸与（可燃 5 台・資源 2 台）している。

○八代地域では、収集日が祝日に当たる場合は振替収集を実施している。

○千丁・東陽・泉地域では中型ごみ収集を、月 1 回又は 2 回、土曜日に実施していたが、平成 30 年 7 月から全エリアの分別品目を統一し、廃止した。

表－3 「資源の日」の収集品目（収集容器は八代地域の例）

収 集 品 目	収集容器等	収 集 品 目	収集容器等
①缶 類	緑色の網かご	⑪金属製のふた	黄色コンテナ
②透明びん	青色コンテナ	⑫衣類と布類	集積所の一角
③茶色びん	〃	⑬紙製容器包装	〃
④その他の色びん	〃	⑭紙パック	〃
⑤生きびん	〃	⑮段ボール	〃
⑥ガラス・陶磁器類	灰色コンテナ	⑯新聞・チラシ	〃
⑦なべ・金物	〃	⑰雑誌・雑紙	〃
⑧小型電気製品類	青色コンテナ	⑱ペットボトル	緑色の網袋
⑨中型ごみ	集積所の一角	⑲プラスチック製容器包装	〃
⑩有害危険物（他、蛍光灯、 蛍光管、乾電池）	黄色コンテナ	⑳プラスチック製品（中小） （他、発砲スチロール）	青色の網かご

（3）搬入ごみ及び処理施設

市内全域のごみ処理を八代市環境センターで行っている。

搬入されるごみは、基本的に家庭から集積所に排出される家庭系ごみ以外に、家庭からの大型ごみを含む直接搬入ごみや、商店等の事業所から直接搬入される事業系一般廃棄物がある。

① 搬入ごみ処理手数料

手数料は平成 10 年 12 月まで定量制（搬入車種での金額設定他）であったが、平成 11 年 1 月から従量制に変更し、重量 10kg 当り 50 円に改定した。その後、平成 16 年 4 月に重量 10kg 当り 100 円に、令和 6 年 10 月に重量 10 kg 当り 150 円に改定した。

なお、適正処理困難物については従量制に加え、品目ごとの処理の困難性に応じた特別処理手数料を加算している。

表-4-1 搬入ごみ処理手数料

搬入施設	搬入ごみ処理手数料金 重量 10kg 当り		備 考
	改定前	令和 6 年 10 月 1 日～	
環境センター	100 円	150 円	搬入されたごみに大型ごみがある場合は、表-4-2 の特別処理手数料が加算される。
樹木剪定くず リサイクル施設	50 円	100 円	市内全域からの搬入が可能。

表-4-2 品目ごとの処理手数料

品 目		料 金 1 個当たり	
		改定前	令和 6 年 10 月 1 日～
ユニット型エアコンディショナー※		1,500 円	受け入れを廃止
テレビジョン受信機※	大 16 型及び 16V 型以上	1,000 円	
	小 15 型及び 15V 型以下	500 円	
電気冷蔵庫※ 及び 電気冷凍庫※	大 171 リットル以上	1,500 円	
	小 170 リットル以下	1,000 円	
電気洗濯機※ 及び 衣類乾燥機※		1,000 円	2,000 円
スプリング入りマットレス		1,000 円	

※特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 19 条に規定する料金が支払われているものに限る。

②処理施設

i) 八代市環境センター（愛称：エコエイトやつしろ）

所在地 八代市港町 299 番地

ア. エネルギー回収推進施設

- ・着 工 平成 27 年 3 月 18 日
- ・しゅん工 平成 30 年 9 月 30 日
- ・処理方式 焼却方式（ストーカ式）＋セメント原料化＋山元還元
- ・処理能力 134 t／日（67 t／日×2 炉）
- ・建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
地上 5 階 延床面積 8,733.40 m²（ランプウェイ含む）

イ. マテリアルリサイクル推進施設

- ・着 工 平成 28 年 5 月 30 日
- ・しゅん工 平成 30 年 7 月 31 日
- ・処理方式 破砕、選別、圧縮、保管
- ・処理能力 18 t／5 h
- ・建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
地上 3 階 延床面積 6,284.97 m²

ii) 樹木、剪定くずリサイクル施設

所在地 八代市南平和町 355（八代ソイル株式会社）

- ・使用開始 平成 15 年 7 月 1 日
- ・処理能力 16 m³/8h×2 台

- ・処理方式 自走式チップーシュレッダーによる破砕処理
- ・処理実績 表-8 ごみ収集及び搬入量の経年変化を参照
- ・その他 処理物については堆肥原料として利用

③ごみ等の処理

ア.「燃えるごみ」の処理

中間処理後の焼却灰及び飛灰は、残渣資源化業者（焼却灰：セメント原料化、飛灰：山元還元、セメント原料化）において資源化している。

イ.「資源物」の処理

- 新聞・雑誌・段ボール・紙パック・紙製容器包装などの古紙類は、環境センター内に貯留後、売却している。
- 缶類は、鉄とアルミに選別・プレス後、売却している。
- 透明ビン及び茶色ビン及び生きビンは、不適合物を取り除いて売却している。
- その他の色ビンは、不適合物を取り除き指定法人ルートで処理委託している。
- プラスチック製容器包装及びペットボトルは、プレス後、指定法人ルートで処理委託している。
- 有害危険物の廃蛍光管・廃乾電池は、環境センター内に貯留後、処理委託している。
- 金属類は、環境センター内に貯留後、売却している。
- 日用品の廃プラスチック製品類は、不適合物を取り除いて売却している。
- その他の品目は、一時、環境センター内に貯留後、破砕など中間処理を経て、回収した金属類は売却し、処理残渣については、焼却又は民間管理型最終処分場に埋立処分委託している。

（４）ごみ量の推移

①燃えるごみ量の推移

表-5、表-7、図-1 及び図-3 のとおり、市全体の燃えるごみの収集量は減少傾向であり、また、1 人 1 日当たりの燃えるごみの収集量についても、僅かずつではあるものの減少傾向を維持している。

平成 30 年度以降については、平成 30 年 7 月から八代市全域のごみ処理を市環境センターで行っているため、旧処理体制と単純に比較することはできないが、市全体の燃えるごみの収集量は令和元年度をピークに緩やかな減少傾向、1 人 1 日あたりの燃えるごみの収集量は令和元年度に増加して以降ほぼ横ばいで推移している。

また、令和 6 年度から八代生活環境事務組合が所管するクリーンセンター閉鎖に伴い、氷川町の燃えるごみの処理を市環境センターで開始している。

② 資源物量の推移

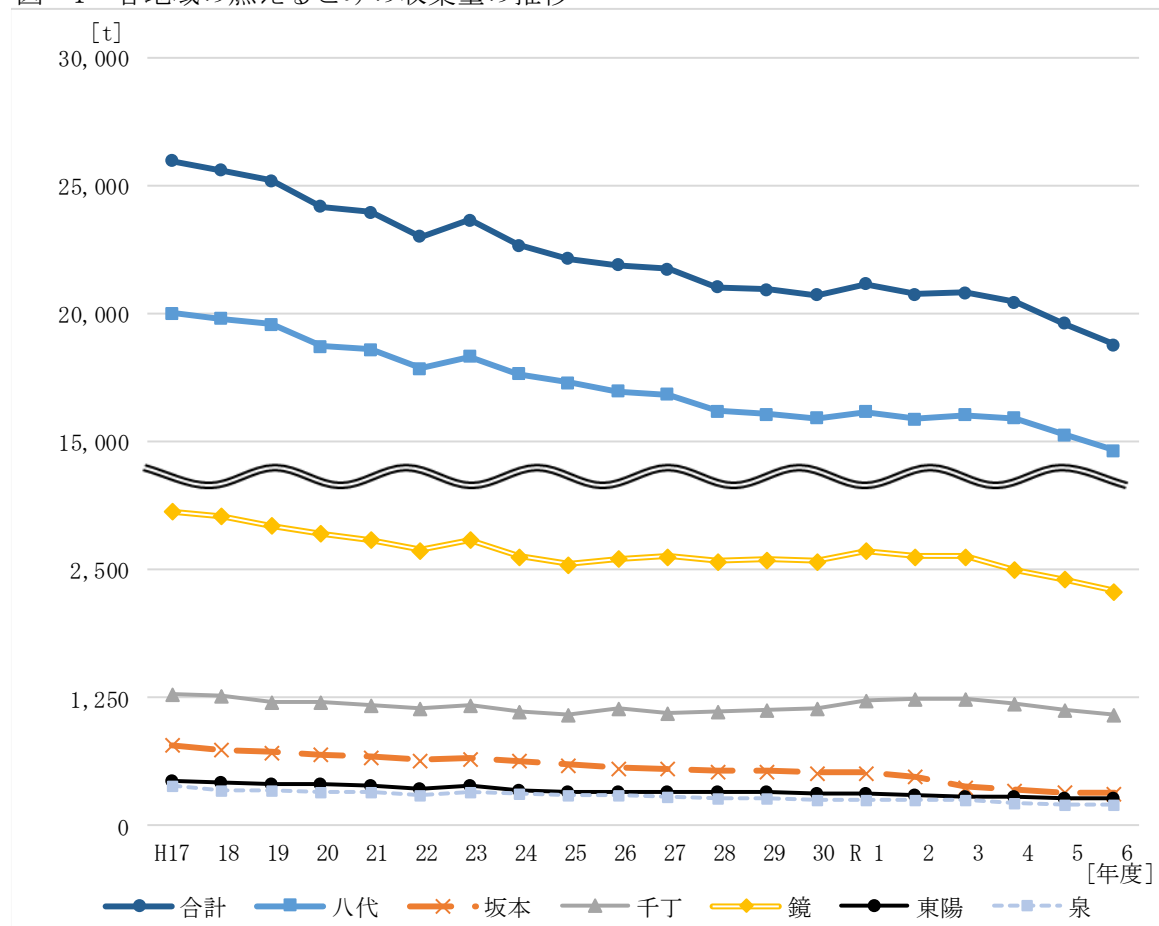
市清掃センター及び市環境センターとクリーンセンターでの資源物の計量に係る取扱いがそれぞれ異なるため単純な比較はできないものの、表-6 及び図-2 のとおり、平成 20 年度から平成 29 年度まではほぼ横ばいで推移していたが、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて収集量が増加し、以降は減少に転じている。

表-5 各地域の燃えるごみの収集量の推移

単位[t]

年度	八代	坂本	千丁	鏡	東陽	泉	合計
H17	19,993	784	1,287	3,069	441	383	25,957
18	19,781	740	1,262	3,022	424	346	25,575
19	19,577	720	1,210	2,929	412	339	25,187
20	18,693	691	1,200	2,848	405	330	24,167
21	18,585	675	1,175	2,791	395	321	23,942
22	17,858	644	1,145	2,693	360	303	23,003
23	18,301	658	1,175	2,791	395	321	23,641
24	17,637	636	1,115	2,626	342	310	22,666
25	17,277	596	1,086	2,549	333	294	22,135
26	16,957	564	1,146	2,605	332	291	21,895
27	16,824	556	1,106	2,628	336	275	21,725
28	16,176	536	1,113	2,584	330	268	21,007
29	16,070	535	1,129	2,598	326	262	20,920
30	15,910	515	1,147	2,582	307	249	20,710
R 1	16,148	515	1,229	2,683	318	256	21,149
2	15,859	480	1,233	2,629	292	248	20,741
3	16,013	380	1,240	2,628	288	245	20,794
4	15,889	349	1,188	2,494	286	226	20,433
5	15,256	325	1,125	2,407	273	210	19,595
6	14,627	314	1,084	2,290	264	204	18,783

図-1 各地域の燃えるごみの収集量の推移



表－6 各地域の資源物の収集量の推移

単位[t]

年度	八代	坂本	千丁	鏡	東陽	泉	合計
H17	3,760	278	195	439	85	40	4,797
18	3,718	269	190	409	93	45	4,724
19	3,111	258	176	491	86	97	4,219
20	2,529	253	160	466	87	95	3,590
21	2,608	257	159	335	79	95	3,533
22	2,561	257	149	414	82	101	3,564
23	2,598	239	159	335	79	95	3,505
24	2,893	222	137	400	73	87	3,812
25	2,811	206	128	361	32	81	3,619
26	2,657	203	113	335	27	80	3,415
27	2,639	194	114	330	53	82	3,412
28	2,728	182	118	346	68	81	3,523
29	2,728	182	104	298	66	82	3,460
30	3,113	203	149	517	95	115	4,192
R 1	3,249	199	171	572	102	125	4,418
2	3,353	163	203	641	111	122	4,593
3	2,938	151	196	558	113	115	4,071
4	2,129	110	162	349	90	77	2,917
5	2,001	92	154	258	89	61	2,655
6	1,818	85	139	214	89	63	2,408

図－2 各地域の資源物の収集量の推移

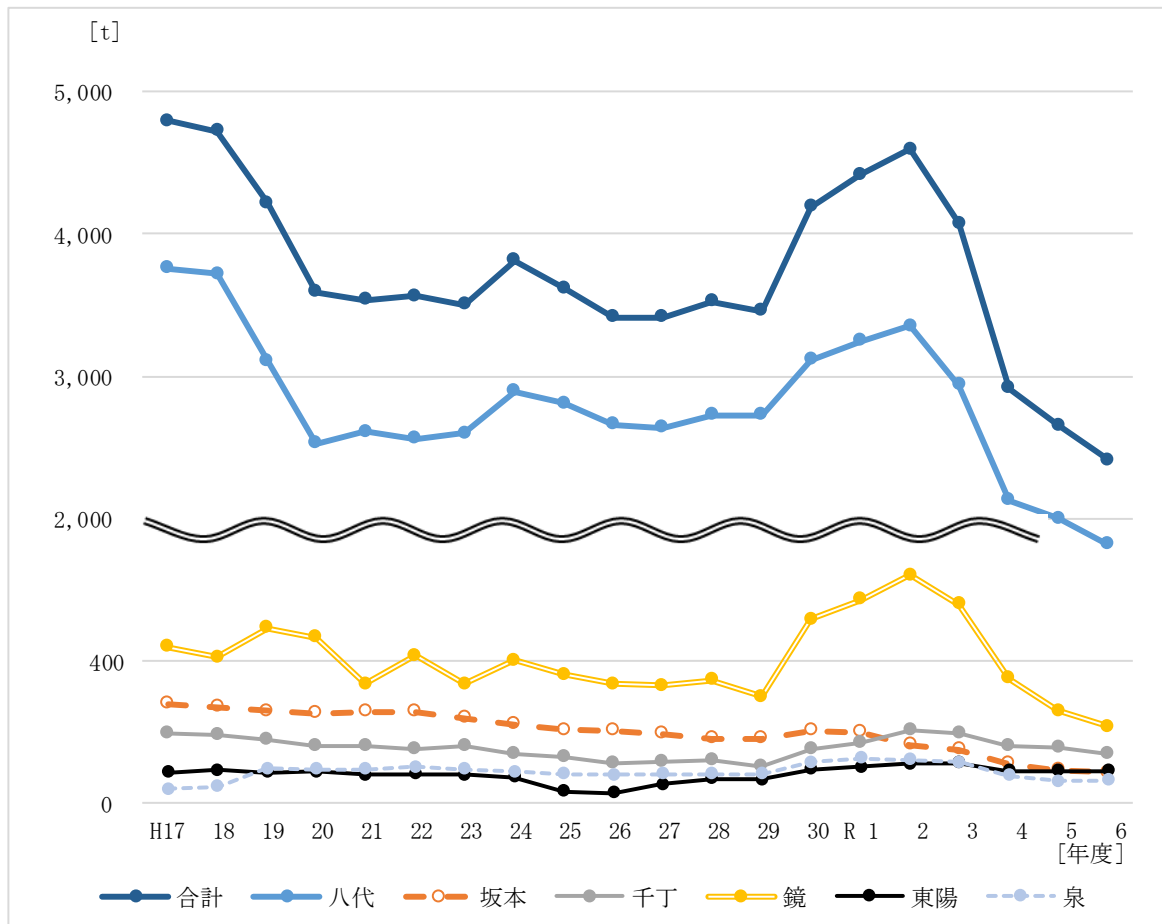


表-7 1人1日当たりのごみの収集量

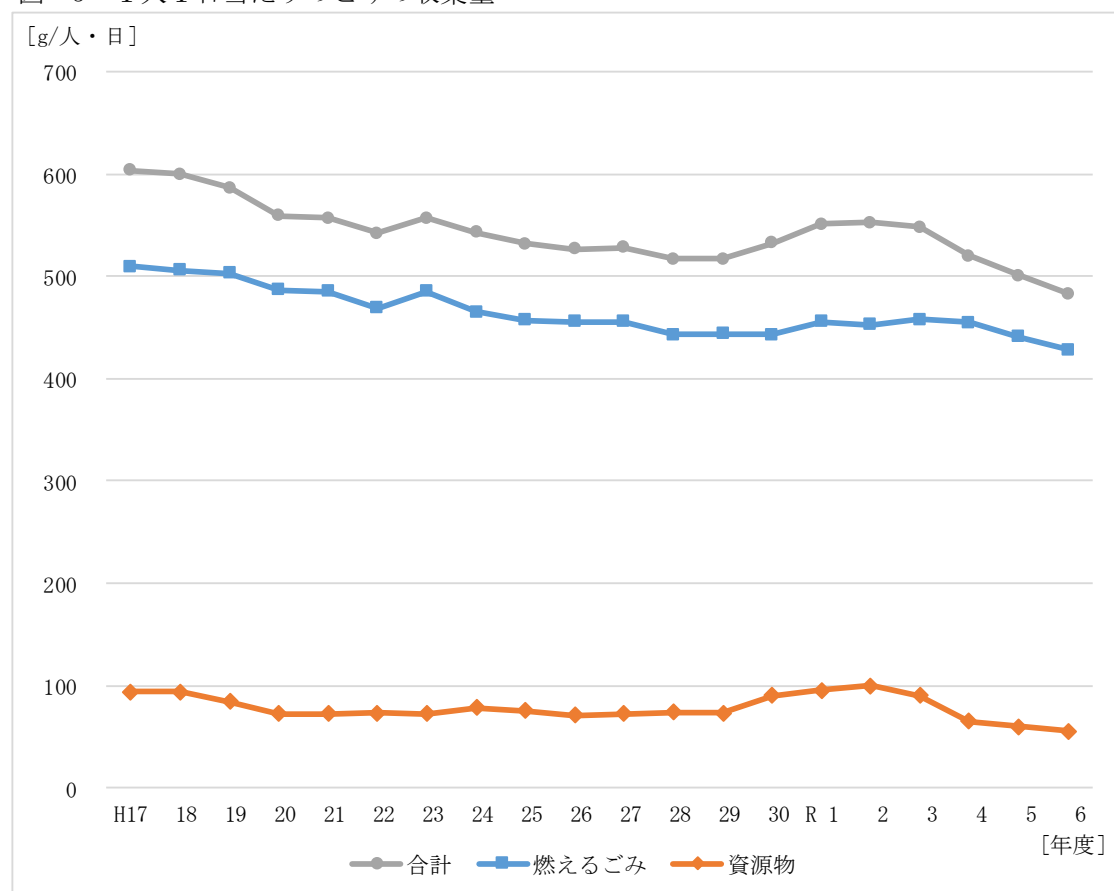
単位[g/人・日]

年度	燃えるごみ		資源物		合計		人口[人]
H17	510	(100)	94	(100)	604	(100)	139,562
18	506	(99)	94	(100)	600	(99)	138,411
19	503	(99)	84	(89)	587	(97)	137,221
20	487	(95)	72	(77)	559	(93)	136,096
21	485	(95)	72	(77)	557	(92)	135,133
22	469	(92)	73	(78)	542	(90)	134,314
23	485	(95)	72	(77)	557	(92)	133,565
24	465	(91)	78	(83)	543	(90)	133,549
25	457	(90)	75	(80)	532	(88)	132,556
26	456	(89)	71	(76)	527	(87)	131,644
27	456	(89)	72	(77)	528	(87)	130,661
28	443	(87)	74	(79)	517	(86)	129,957
29	444	(87)	73	(78)	517	(86)	129,151
30	443	(87)	90	(96)	533	(88)	128,115
R 1	456	(89)	95	(101)	551	(91)	126,966
2	453	(89)	100	(106)	553	(92)	125,547
3	458	(90)	90	(96)	548	(91)	124,286
4	455	(89)	65	(69)	520	(86)	122,920
5	441	(86)	60	(64)	501	(83)	121,826
6	428	(84)	55	(59)	483	(80)	120,356

※ () 内は平成17年度を100とした値

※人口は各年度9月末時点

図-3 1人1日当たりのごみの収集量



表－8 ごみ収集及び搬入量の経年変化

単位〔t〕

年度	燃えるごみ			資源物			集団回収※ ¹	樹木剪定くず		ごみ量の総計	
	収集	直接搬入	合計	収集	直接搬入	合計					
H 30	20,710.19 {15,138.29}	13,009.4 {9,877.33}	33,719.60 {25,015.62}	— —	4,192.26 {3,287.74}	5,328.88 {3,647.65}	6,055.17	—	545.27	45,648.93 {28,663.27}	—
R 1	21,150.53	13,407.71	34,558.24	(100)	4,417.65	4,934.87	(100)	(100)	532.95	46,065.83	(100)
R 2	20,741.76	14,110.74	34,852.50	(101)	4,593.24	5,214.17	(106)	(103)	547.94	45,559.25	(99)
R 3	20,794.03	13,253.75	34,047.78	(99)	4,070.74	4,668.04	(95)	(111)	589.63	44,735.03	(97)
R 4	20,432.95	12,459.86	32,892.81	(95)	2,917.01	3,588.44	(73)	(112)	596.77	38,977.06	(85)
R 5	19,595.42	12,346.36	31,941.78	(92)	2,654.67	3,315.09	(67)	(113)	602.39	39,166.27	(85)
R 6	20,500.23	12,898.53	33,398.76	(97)	2,407.61	3,114.32	(63)	(120)	642.01	40,812.45	(89)

表－9 ごみ処理量の経年変化

単位〔t〕

年度	ごみ量の 総計※ ² (a)	焼却量※ ³	資源化量							埋立処分		
			主灰 (セメント原料 化)	飛灰 (山元還元、 セメント原料化)	引渡・搬出※ ⁴	集団回収	樹木剪定 くず	合計(b)	リサイクル率※ ⁵	焼却灰等	残渣※ ⁶	合計
H 30	45,648.93 {28,663.27}	33,941.15 {24,822.05}	1,583.20 {1,583.20}	562.52 {562.52}	2,809.28 {1,973.49}	6,055.17	545.27	11,555.44 {4,119.21}	25.3%	1,118.02 {35.22}※ ⁷	450.98 {325.48}	1,569.00 {360.70}
R 1	46,065.83	34,869.73	2,566.40	903.91	2,750.10	6,039.77	532.95	12,793.13	27.8%	0.00	403.58	403.58 (100)
R 2	45,559.25	33,898.65	2,685.83	865.97	3,048.60	4,944.64	547.94	12,092.98	26.5%	0.00	463.47	463.47 (115)
R 3	44,735.03	32,951.64	2,462.95	787.78	2,797.53	5,429.58	589.63	12,067.47	27.0%	0.00	403.29	403.29 (100)
R 4	38,977.06	31,987.51	2,319.86	819.14	2,701.95	1,899.04	596.77	8,336.76	21.4%	0.00	394.42	394.42 (98)
R 5	39,166.27	31,190.12	2,193.54	776.07	2,553.65	3,307.01	602.39	9,432.66	24.1%	0.00	360.51	360.51 (89)
R 6	40,812.45	32,364.52	2,310.81	853.62	2,437.72	3,308.01	642.01	9,552.17	23.4%	0.00	353.39	353.39 (88)

〔備考〕表-8、表-9とともに平成30年度は市清掃センター、市環境センター及びクリーンセンター（北部ブロック分）の合計。下段 {} 内は市環境センターの値（7月以降）。

() 内は令和元年度を100とした値。

※1 市民団体等による資源物の収集において、市が把握しているもの。

※2 燃えるごみ、資源物、樹木剪定くずの搬入量及び集団回収量の合計。表－8のごみ量の総計と一致する。

※3 焼却炉への投入量。ピット残、ピット内離脱液等により燃えるごみの搬入量と一致しない。

※4 資源物として搬入されたもののうち、資源化したものを引き渡し、搬出した量。

※5 リサイクル率 (%) = (直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量) / (ごみ処理量＋集団回収量) × 100 = (b) / (a) × 100

※6 資源物の内、ガラス・陶磁器類等の不燃性残渣。

※7 エネルギー回収推進施設の性能試験時に発生したキレート処理飛灰。

2. ごみ減量化対策

本事業は、特に焼却処理を行う「燃えるごみ」の削減を主な目的とし、家庭におけるごみの排出抑制及び事業系ごみの分別排出を中心に推進している。

(1) 家庭系ごみの減量化

家庭における燃えるごみの約 2 割を占める「生ごみ」の排出抑制対策として、資源化・減量化への取組みの普及を目的とした「生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付事業」を展開している。

①生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付事業

○事業概要

家庭において生ごみの減量化に取り組んでもらうため、平成 4 年度から生ごみ堆肥化容器（EM 容器及びコンポスト容器等）の助成制度をスタートさせ、平成 10 年度からは更なる減量化を目指し、電気式生ごみ処理機（バイオ式・乾燥式）への助成制度もスタートさせた。令和元年度に本市が発信した「市民とともに進める 8 つの環境行動～広げよう！エコ 8（エイト）行動～」においても、燃えるごみの減量化に有効な取組みの一つとして「生ごみ堆肥化」を推奨している。

【生ごみ堆肥化容器に対する助成】

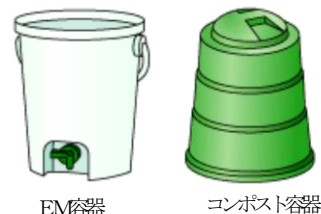
○助成内容

生ごみ堆肥化容器…購入価格（消費税込み）の 1/2 を助成

ただし、上限は 1 基につき 5,000 円で助成の対象は 1 世帯あたり 1 年間 3 基まで

〈生ごみ堆肥化容器の種類〉

- ・ EM 容器：有用微生物を投入して堆肥化させるタイプ
- ・ コンポスト容器：土の中の微生物を利用して堆肥化させるタイプ



○事業の経緯

助成制度を開始した当初は、コンポスト容器による堆肥化が主流であったが、平成 6 年度頃から婦人会活動で「EM 容器による生ごみの堆肥化運動」が取り上げられ、EM 容器が主流となった。

その後、平成 10 年度から電気式生ごみ処理機が普及しはじめたことにより EM 容器の設置数は減少傾向にあるものの、平成 17 年度（市町村合併）、平成 22 年度（ごみ非常事態宣言）のように、電気式生ごみ処理機とともに一時的に申請件数が増加した年度もある。

また、生ごみ堆肥化容器として再び主流となったコンポスト容器には、現在も一定の需要がある。

【電気式生ごみ処理機に対する助成】

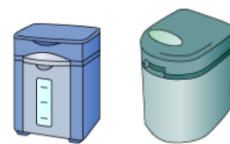
○助成内容

電気式生ごみ処理機…購入価格（消費税込み）の 1/2 を助成

ただし、上限は 1 機につき 30,000 円で助成の対象は 1 世帯あたり 5 年間 1 機まで

〈電気式生ごみ処理機の種類〉

- ・ バイオ式：有用微生物群を添加して堆肥化させるタイプ
- ・ 乾 燥 式：投入した生ごみを加熱・攪拌し乾燥させるタイプ



バイオ式

乾燥式

○事業の経緯

※平成 10 年度の生ごみ堆肥化容器の設置助成金の上限額は、1 基につき 3,000 円（1/2 を助成）。

※平成 11 年度から平成 17 年度の市町村合併まで、電気式生ごみ処理機の設置助成金の上限額は、1 機につき 15,000 円。（1/4 を助成）

※市町村合併後の電気式生ごみ処理機設置助成金の上限額を 1 機につき、25,000 円（1/2 を助成）に変更。

※平成 27 年度から生ごみ堆肥化容器の助成対象を「5 年間に 3 基まで」から「1 年間に 3 基まで」に変更。

※平成 27 年度から電気式生ごみ処理機設置助成金の上限額を 1 機につき 30,000 円（1/2 を助成）に変更。

※平成 30 年度から生ごみ堆肥化容器設置助成金の上限額を 1 基につき 5,000 円（1/2 を助成）に変更。

表－１ 生ごみ堆肥化容器等設置助成事業実績の推移

年度	申請者数 (人)	設 置 助 成 数				
		計	生ごみ堆肥化容器（基）		電気式生ごみ処理機（機）	
			ぼかし容器	コンポスト	バイオ式	乾燥式
H11	713	968	492	161	315	
H12	259	367	176	45	146	
H13	245	279	93	39	147	
H14	169	205	100	30	75	
H15	119	136	48	20	68	
H16	99	115	38	14	31	32
H17	194	224	64	18	34	108
H18	130	143	30	19	22	72
H19	106	122	38	17	15	52
H20	93	112	43	31	6	32
H21	71	84	29	15	3	37
H22	296	370	149	96	4	121
H23	111	128	43	41	8	36
H24	126	144	46	50	6	42
H25	131	153	42	60	1	50
H26	96	113	23	52	1	37
H27	137	157	21	81	3	52
H28	122	134	4	90	1	39
H29	93	111	17	71	0	23
H30	88	98	12	49	2	35
R1	70	73	2	44	0	27
R2	132	147	14	78	2	53
R3	113	127	15	66	2	44
R4	86	91	7	37	2	45
R5	130	148	16	50	1	81
R6	77	80	1	23	0	56

※平成 17 年 8 月 1 日の市町村合併までは、旧八代市のみの数値。

②ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入

○事業概要

家庭で出るごみや資源物の処分方法や収集日などの情報が簡単に調べられる、スマートフォンやタブレット向けの無料アプリを導入している。

表ー２ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」ユーザー数の推移

年度	新規ユーザー数	累計
H29	1, 852	1, 854
H30	1, 225	3, 079
R1	1, 323	4, 402
R2	1, 656	6, 058
R3	1, 630	7, 688
R4	1, 917	9, 605
R5	1, 697	11, 302
R6	1, 957	13, 259

③フードドライブの実施

○事業概要

「フードドライブ」は、食べる予定がなく、家庭等に余っている食品を持ち寄り、それを必要とする団体等へ寄付を行う活動。市では、年に数回のフードドライブを実施している。

表ー３ フードドライブの実施回数及び回収した食料の重量

年度	実施回数（回）	回収した食品重量（kg）
R1	2	147. 9
R2	1	122. 8
R3	2	304. 8
R4	2	588. 8
R5	3	7, 054. 6
R6	3	872. 2

(2) 事業系ごみの減量化

①多量排出事業所の指定

○事業概要

市では、事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）の排出量が1日当たり平均10kgを超える事業所を多量排出事業所として指定している。そのうち一定量を超えて一般廃棄物を排出する事業所には、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、この計画書に対して市から「事業系一般廃棄物の減量化」と「リサイクルの推進」に向けた指導や助言を行っている。

- ※提出書類
- イ) 一般廃棄物減量計画書
 - ロ) 当該年度一般廃棄物減量計画書
 - ハ) 一般廃棄物排出・減量化・リサイクルフロー
 - ニ) 前年度一般廃棄物処理等の実績報告書

○指定事業所数：全136事業所

内訳)	小売業：49	卸売業：5	製造業：13	運送業：2
	サービス業：64	行政機関：2	教育機関：1	

※小売業とは、主に家庭用品・雑貨、食品及びその総合を卸商から仕入れ消費者に販売する業者をいう。（デパート・スーパー、ショッピングモール等）

※卸売業とは、生産者から購入し、小売業者に販売する業者をいう。（食品市場、建築資材等）

※製造業とは、品物を造る（製造）業者をいう。（紙材、機械、アルミ製品等）

※サービス業とは、結婚式場、ホテル、病院、福祉施設、給食センター、飲食店等をいう。

○指導・助言

現在、市が指定している多量排出事業所のうち、一般廃棄物減量計画書提出の対象事業所数は136事業所であり、業種・規模とも多岐に分かれている。事業所に対して、ごみの減量をお願いする際には、各事業所から提出された事業系一般廃棄物減量計画書や電話確認、訪問調査内容などを参考に、その解決に向けたアドバイスを行うこととしている。

(3) 「日曜特別開設」の実施

○事業概要

清掃センターの閉鎖に伴い、平成 30 年 6 月まで行っていた「資源の日（日曜日版）」の事業を終了したが、市民の搬出機会を増やすことにより、燃えるごみへの資源物の混入を減らすことと、市民の利便性向上を目的として、平成 30 年 10 月から市内の一般家庭を対象に「日曜特別開設」を実施している。

○事業内容

毎月第 3 日曜日（変更する場合あり）の午前 8 時 30 分から 3 時間、環境センターにおいて、町内における資源の日と同様の分別品目（22 品目）に加え、粗大ごみ、廃食用油を通常日と同じ手数料で受け入れている。

○実績

年度	実施回数	延べ利用者数（人）	搬入量（トン）
H30	6	480	18
R1	12	1,164	45
R2	12	1,135	59
R3	12	1,357	54
R4	12	1,387	54
R5	12	1,563	60
R6	12	1,538	64

3. し尿処理の現況

本市におけるし尿処理は、本所管内においては「八代市衛生処理センター」で生し尿を処理し、「八代市浄化槽汚泥処理施設」で浄化槽清掃汚泥を処理している。坂本支所、鏡支所、千丁支所、東陽支所、泉支所管内については、「八代生活環境事務組合衛生センター」で生し尿及び浄化槽清掃汚泥を処理している。各施設における処理量等については、表-1 から表-3 及び図-1 のとおり。

(1) 八代市衛生処理センターによるし尿処理と海洋投入

衛生処理センターは、昭和 35 年に処理能力 36 kℓ / 日で供用を開始し、昭和 44 年に施設を増設したことで 86 kℓ / 日の処理能力を有していた。しかし、急激に増加した浄化槽清掃汚泥に対応できなくなり、昭和 48 年から海洋投入を開始した。また、現在は施設の老朽化も進み、当初建設した旧系列を停止し増設した 50 kℓ / 日のみの施設で処理を行っている。

さらに平成 19 年からの海洋投入全面禁止を受け、新たに浄化槽汚泥処理施設を施設整備し、本所管内のし尿処理は衛生処理センターと浄化槽汚泥処理施設の 2 施設による陸上処理のみとなった。

また、生し尿の受入れについては、浄化槽汚泥処理施設で共同処理を行うこととなったことから、衛生処理センターについては令和 6 年 9 月に稼働を停止し、生し尿を水処理センターで仮受け入れを開始した。（浄化槽汚泥処理施設の改造後、生し尿の受入れ体制が整うまでは水処理センターにて仮受入れ）

(2) 八代市浄化槽汚泥処理施設

浄化槽汚泥処理施設は、平成16年9月、浄化槽清掃汚泥を処理するための施設として当施設の建設に着手し、平成18年12月より供用を開始した。

処理能力は96 kℓ /日で直接脱下水道放流方式により、浄化槽清掃汚泥と衛生処理センターから発生する消化汚泥・余剰汚泥の処理を行っている。

脱水後の汚泥については、民間企業に中間処理を委託しており、令和6年度については、福岡県苅田町のUBE 三菱セメント(株)九州工場にてセメント原料、長崎県川棚町の(株)ハラサンギョウにて建設資材としてそれぞれ再利用を行った。

また、浄化槽汚泥に加え、生し尿の受入れを行うための改造工事に着手した。

(3) 浄化槽

現在、本市に設置されている浄化槽の約6割が、みなし浄化槽(単独浄化槽)である。今日の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水であるが、みなし浄化槽は、水洗トイレの汚水だけを処理するため、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に流入する。

特に、市街地域では生活雑排水による水質汚濁が顕著であることから、公共下水道又は合併処理方式の浄化槽の整備促進が望まれているところである。

一方、公共下水道の認可区域外については、引きつづき合併処理方式の浄化槽への切替えに努めるとともに、浄化槽の維持管理の徹底を図っていく必要がある。

なお、令和6年度に「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、補助した基数は、110基(延べ612人槽分)である。

表－1 八代市における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

単位[kℓ]

	発生量				処理量		合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	東陽・泉 農集排汚泥	施設処理	海洋投入		
R1	9,594	37,581	676	204	48,055	0	48,055	100
R2	9,437	37,706	609	220	47,972	0	47,972	100
R3	8,983	37,351	511	205	47,051	0	47,051	98
R4	8,735	36,782	684	172	46,373	0	46,373	96
R5	8,046	36,394	746	196	45,382	0	45,382	94
R6	7,796	35,810	1,189	187	44,982	0	44,982	94

[備考]合計は発生量または処理量の合計。

指数は令和元年度の合計量を100とした場合の値。

表－2 市施設における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

単位[kℓ]

	発生量			処理量			合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	施設処理		海洋投入		
				衛生処理 センター	浄化槽汚泥 処理施設等			
R1	6,623	29,884	676	6,623	30,560	0	37,183	100
R2	6,516	29,915	609	6,516	30,524	0	37,040	100
R3	6,240	29,425	511	6,240	29,937	0	36,176	97
R4	6,082	28,991	684	6,082	29,674	0	35,756	96
R5	5,712	28,743	746	5,712	29,489	0	35,201	95
R6	5,512	28,363	1,189	2,546	32,517	0	35,063	94

[備考]合計は発生量または処理量の合計。

指数は令和元年度の合計量を100とした場合の値。

表－3 八代生活環境事務組合衛生センターにおける生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量

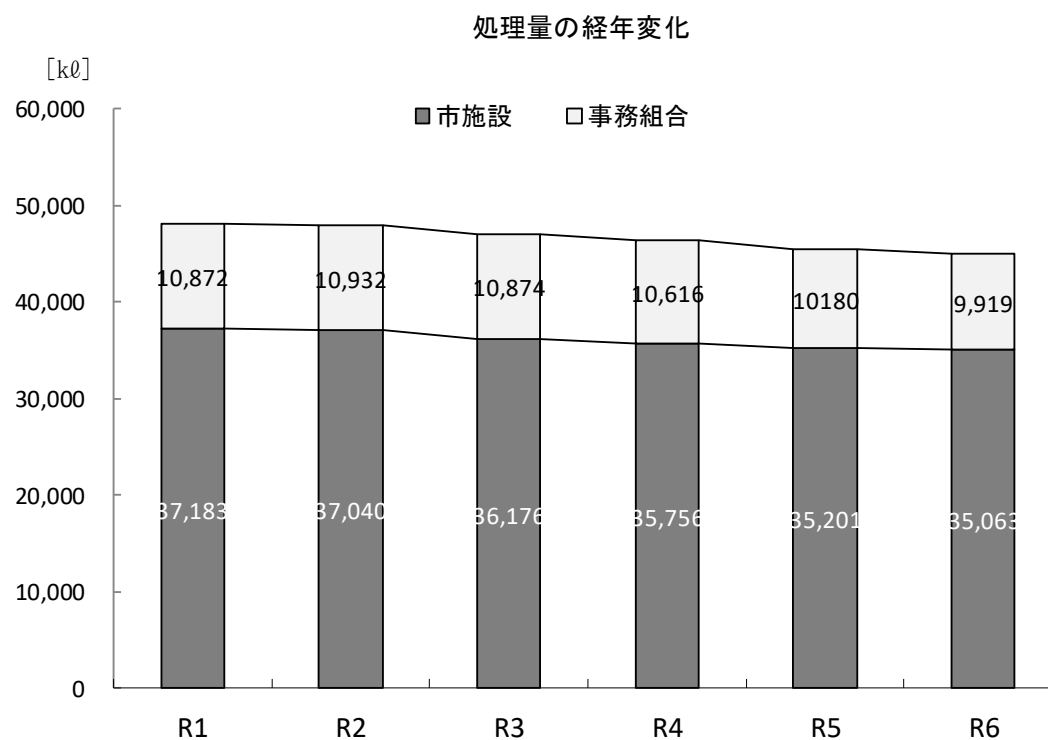
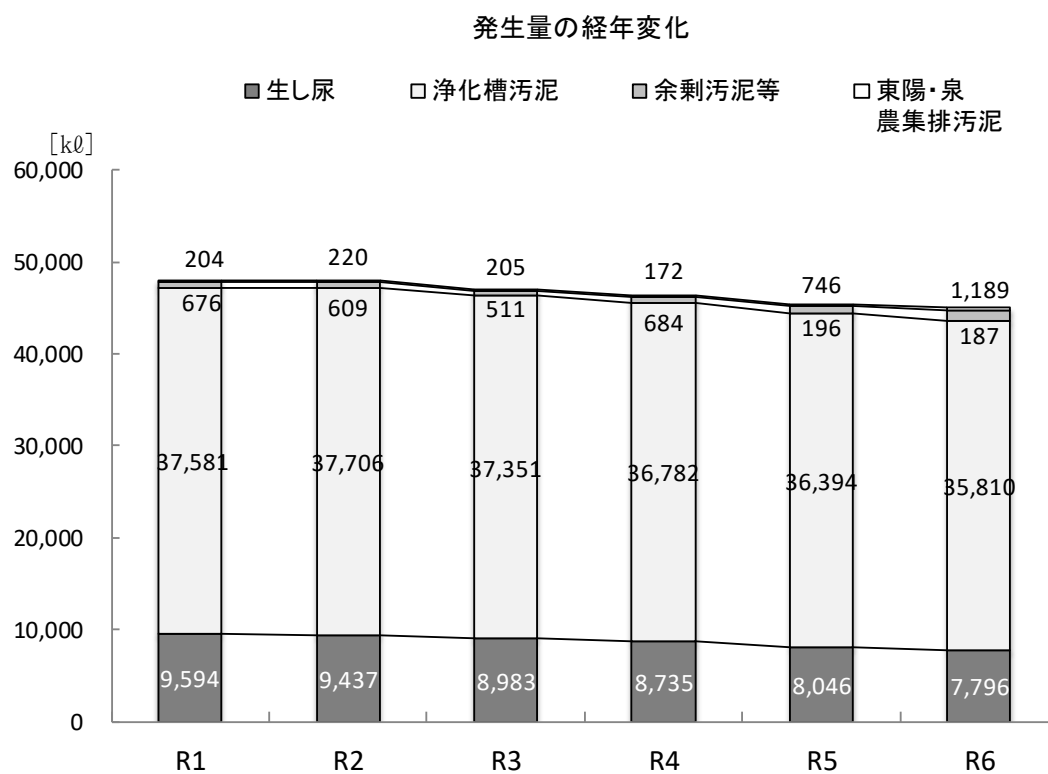
単位[kℓ]

	発生量				処理量	合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	東陽町 農集排汚泥	泉町 農集排汚泥	施設処理		
R1	2,971	7,697	54	150	10,872	10,872	100
R2	2,921	7,791	70	150	10,932	10,932	101
R3	2,743	7,926	55	150	10,874	10,874	100
R4	2,653	7,791	22	150	10,616	10,616	98
R5	2,334	7,651	46	150	10,180	10,180	94
R6	2,284	7,447	37	150	9,919	9,919	91

[備考]氷川町分（竜北町・宮原町）を除く。合計は発生量または処理量の合計。

指数は令和元年度の合計量を100とした場合の値。

図ー1 八代市における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量等の推移



4. 浄化槽設置に対する補助金交付制度及び公共浄化槽等整備推進事業

今日の公共用水域の汚濁の原因として生活雑排水が問題視されており、本市では、その対策として公共下水道の整備を計画的に進めているが、公共下水道が近い将来において整備できない地域に対しては、これに代わる対策が必要となる。

そこで、八代地域、坂本地域、千丁地域及び鏡地域では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

また、東陽及び泉地域では、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の地域において、「八代市公共浄化槽条例」に基づき、市が浄化槽の設置整備を行い、浄化槽法に基づいた法定検査、保守点検や清掃等の維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業を実施している。

(1) 対象地域

①補助を受けられる地域

八代、坂本、千丁及び鏡地域であって、公共下水道事業計画区域及び公共下水道建設予定区域を除いた地域、流域下水道事業計画区域及び流域下水道建設予定区域を除いた地域、その他、特に市長が認める区域

②公共浄化槽等整備推進事業対象地域

東陽及び泉地域であって、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の地域

(2) 補助金の限度額

①新築、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)からの切替え及びくみ取便所からの改造

人槽	5 人槽	7 人槽	10 人槽
補助金の限度額	332,000 円	414,000 円	548,000 円

備考1) 八代地域(旧八代市域)、千丁及び鏡地域については、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)及びくみ取り便所からの切替えによる設置について、上記の限度額に300,000円を加算した金額

2) 東陽及び泉地域については、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)及びくみ取り便所からの切替えによる宅内配管設置に対して300,000円を限度に補助する

3) 坂本地域(旧坂本村域)については、上記の限度額に1人槽当たり30,000円の補助を加算

(3) 実績状況

①令和6年度補助金額

[単位：千円]

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合 計
国	13,535	629	0	1,250	15,414
県	4,560	518	0	210	5,288
市	22,511	1,040	0	2,290	25,840
合計	40,606	2,187	0	3,750	46,543

※坂本地域は、令和2年7月豪雨災害に伴う浄化槽設置、更新を含む。

② 令和6年度補助設置基数

[単位：基]

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合計
5人槽	73	4	0	5	82
7人槽	23	0	0	3	26
10人槽	1	0	0	1	2
合計	97	0	0	9	110
延人槽	536人	20人	0人	56人	612人

③ 令和6年度公共浄化槽等整備推進事業実績 [単位：基]

	東陽地域	泉地域	合計
5人槽	0	0	0
7人槽	0	0	0
10人槽	0	0	0
合計	0	0	0
延人槽	0人	0人	0人